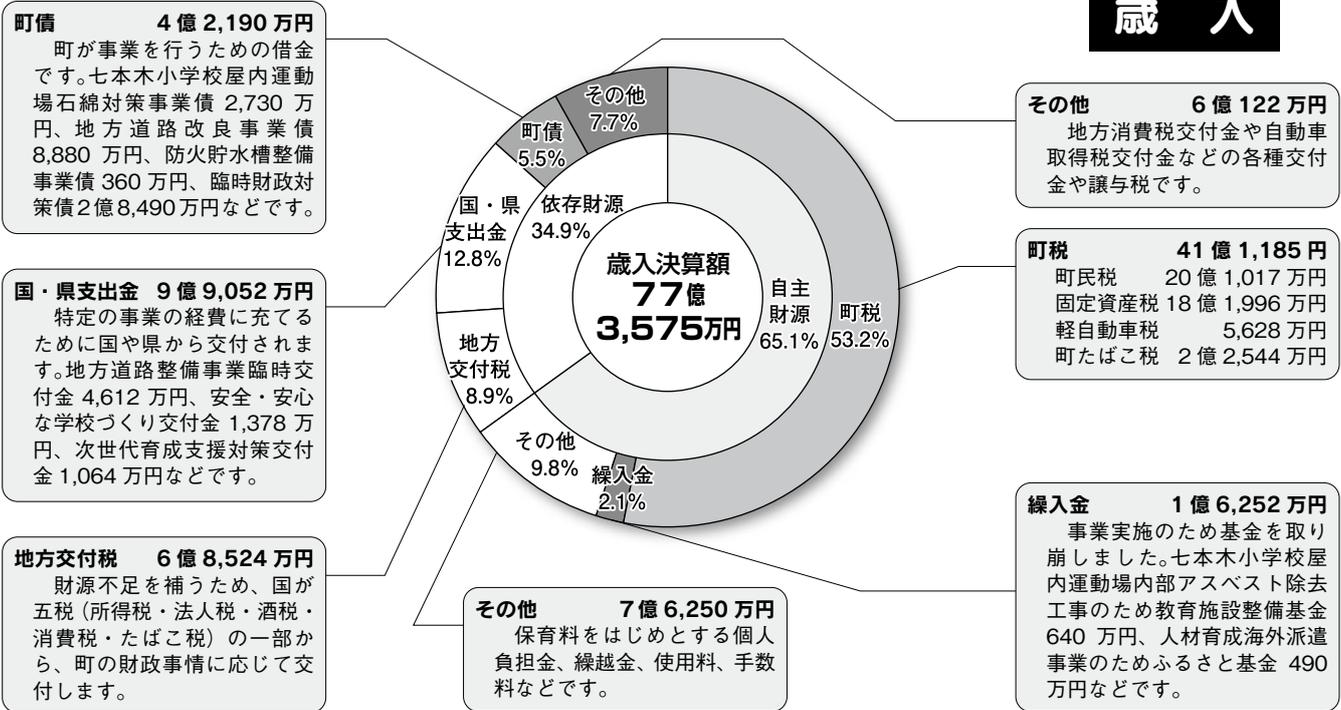


平成19年度 決算報告

一般会計 73億1,606万円の使い道

- 町民1人あたりが納めた税金 13万3,662円
- 町民1人あたりに使われたお金 23万7,821円

町民のみなさんに納めていただいた税金や国・県からの支出金、地方交付税などの収入がどれくらいあって、それらをどのように使ったのかについて、みなさんにお知らせします！



歳入の概要

平成19年度の歳入決算額は前年度(73億3,884万円)に比べ5.4%の増となっています。景気回復や税源移譲により町民税が法人・個人ともに増になったこと、大型量販店の進出等による店舗の新築および景気回復で法人の償却資産が増えたことによる固定資産税の増があげられます。また、軽自動車税が昨年同様に軽四輪乗用登録台数の増加により増となっています。これら町税の増分は、交付税で調整(減額)されますので、すべてが歳入となるわけではありませんが、それでも、昨年に引き続き増えたということは町が自主的に収入できる財源が増えたこととなりますので、町の自主性・町財政の安定性がさらに高まったといえます。

歳出の概要

歳出決算額も前年度(69億2,702万円)に比べ5.6%の増となっていますが、これは、児童手当給付費の手当月額増、障害者に対する自立支援医療給付費の増、据置期間終了による公債費の増、ごみ処理などの一部事務組合が借入れた地方債について、交付税の算定の際、施設所在市町一括算入から構成市町按分算入へ移行したため一部事務組合への負担金が増えたこと、などが主な原因です。

また実施した主な建設事業には、事業3カ年目の古新田四ツ谷線整備事業の継続、七本木小学校屋内運動場内部アスベスト除去工事、生活道路・通学路の整備などがあります。また、経費節減・行政機能の効率化対策として、引き続き「新行財政改革推進プラン」に基づき職員退職者の不補充、町3役の給与削減の継続、補助金等整理合理化、さらに新たな取り組みとして非常勤特別職の一部報酬支払方法の見直しを行いました。

まとめ

歳入から歳出を差引いた額は、4億1,969万円の赤字で翌年度に繰越されます。内容的にみて、財政調整基金を取り崩すことなく、逆に積み立てができておりおおむね適正な財政運営といえます。また、平成19年6月には自治体財政運営の基本法ともいえる「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)が制定され、ここで定めるすべての基準で上里町は下回っており、健全な財政であることがうかがえます。今後は当該指標をふくめた財政分析を行ない、財政を健全に保ちながら予算の効率的な運営に努め、町民の皆さんの行政需要に 대응していきます。

※財政健全化法で定める指標については、P4を参照してください。

～人と自然が響き合うハーモニーガーデンを目指して～

平成19年度上里町会計別決算表

(単位:円)

会計名	歳入決算額	歳出決算額
一般会計	7,735,753,873	7,316,057,542
特別会計		
国民健康保険	2,964,239,188	2,810,220,300
介護保険	1,104,076,251	1,088,175,694
老人保健	1,988,221,856	1,978,707,019
神保原駅南土地区画整理事業	130,004,198	129,233,795
公共下水道事業	637,644,968	636,078,239
農業集落排水事業	17,000,601	15,519,892

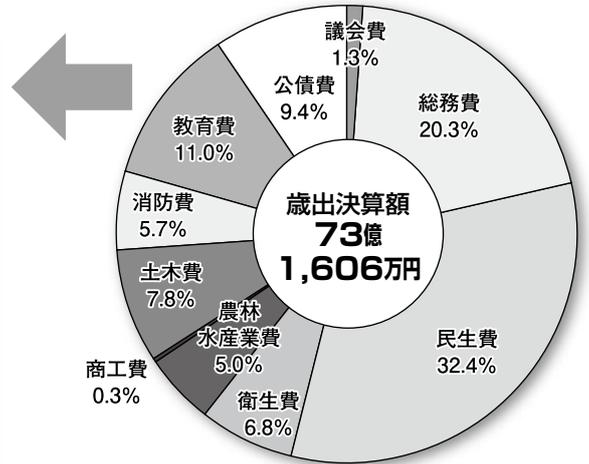
議会費	9,167万円	議員の報酬、委員会の運営費など、議会活動に要する経費です。
総務費	14億8,538万円	庁舎、財産の管理、戸籍、統計調査、徴税、選挙、職員管理などに要する経費です。(例:情報ネットワーク事業)
民生費	23億6,761万円	社会福祉施設や保育園の運営費、児童手当、心身障害者手当や介護保険の実施等に要する経費です。(例:重度医療費支給事業、乳幼児医療費助成事業、児童手当支給事業、保育所運営費委託事業、次世代育成支援事業)
衛生費	5億69万円	町民が健康に衛生的な生活を送れるようにする経費です。(例:予防接種委託料、基本検診、がん検診委託料、ごみ収集等委託料)
農林水産業費	3億6,915万円	農林水産業の振興を図り、基盤の整備や技術の普及・開発支援を実施する経費です。(例:農業振興事業、土地改良区補助金、アグリチャレンジャー支援事業)
商工費	2,107万円	商工業の振興や経営対策の経費です。(例:保養施設利用補助金、住宅改修等資金補助金)
土木費	5億6,803万円	道路、河川、住宅、公園などの建設・整備・維持管理等を行う経費です。(例:道路新設改良費、古新田四ッ谷線整備事業)
消防費	4億1,607万円	火災、風水害等の災害から町民の生命や財産を守るための経費です。(広域消防負担金、消火栓維持管理委託料、耐震性防火貯水槽設置工事)
教育費	8億544万円	教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育・社会教育等に要する経費です。(例:七本木小学校屋内運動場内部アスベスト除去工事、外国人講師委託料、公民館運営事業)
公債費	6億9,095万円	町が借り入れた地方債(借金)を返済するための経費です。

平成19年度上里町水道事業決算

(単位:円)

区分	歳入決算額	歳出決算額
収益的収入及び支出	556,410,716	529,791,849
資本的収入及び支出	501,044,524	229,551,078

歳出



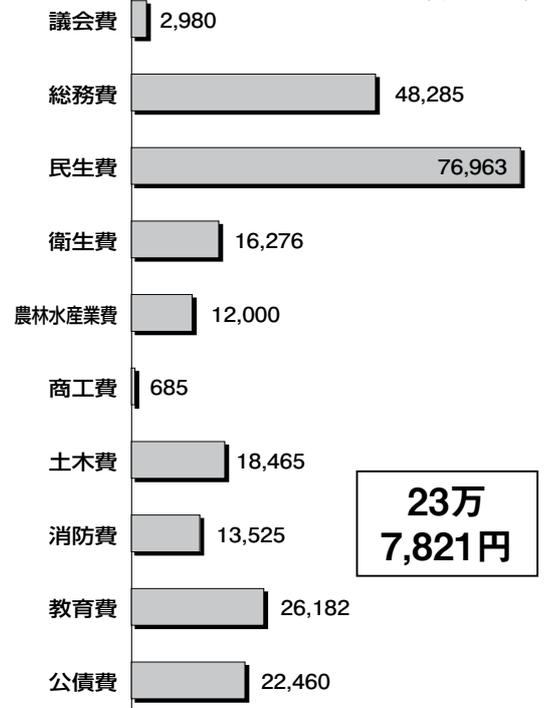
歳出の内訳

- 義務的経費 32億6,277万円
- 投資的経費 4億8,141万円
- その他経費 35億7,188万円

*義務的経費とは、人件費、公債費、扶助費の合計。
投資的経費とは、工事等にかかった経費のことです。

町民一人当たりに使われたお金(目的別)

(単位:円)

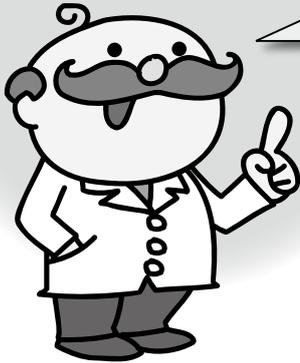


(※平成20年3月31日現在の人口30,763人で計算)

◆町の借入金

(平成19年度末起債借入残高 単位:千円)

総務債	民生債	農林水産業債	土木債	公営住宅債	消防債	教育債	住宅資金	その他	合計
779,704	362,186	172,904	1,250,079	371,470	78,339	287,553	20,538	3,178,105	6,500,878

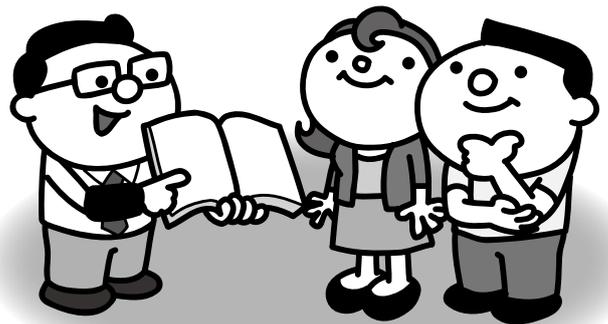


財政健全化法に定める 上里町の平成19年度 財政健全化判断比率に ついて

平成19年6月に自治体財政運営の基本法ともいえる「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)が制定されました。これは、自治体の財政破たんを未然に防ぐため、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。

特別会計や第3セクターなど、町の財政に影響を及ぼすすべての会計を対象に「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標と、公営企業ごとの資金の不足額が事業規模に対してどの程度あるのかを示す「資金不足比率」の指標を用いて健全度を判断するもので、それぞれの指標が早期健全化基準や財政再生基準を超えると財政悪化の度合いに応じて解消するための財政健全化計画の策定が義務付けられ、その計画に基づいて財政の健全化を図るものです。

平成19年度の上里町の指標は下記のとおりです。各指標とも基準以下か黒字や資金不足が無く、すべての基準で下回っており、健全な財政であることを示しています。今後も当該指標による財政分析等により健全な財政を保ちながら、予算の効率的な運営に努め、町民の皆さんの行政需要に応じていきます。



◆財政健全化法で定める指標(3条第1項)

(単位:%)

	指標名	内 容	平成19年度 町の指標	早 期 健 全 化 基 準	財政再生基準
①	実 質 赤 字 比 率	標準財政規模に対する「一般会計等」の実質赤字の割合	なし	14.73	20.0
②	連 結 実 質 赤 字 比 率	標準財政規模に対する「全会計」の実質赤字額の割合	なし	19.73	40.0
③	実 質 公 債 費 比 率	標準財政規模に対する「一般会計等」の元利償還金及び準元利償還金の割合(3か年平均)	11.6	25.0	35.0
④	将 来 負 担 比 率	標準財政規模に対する「一般会計等」が将来負担すべき実質的な負債の割合	101.1	350.0	-

◆財政健全化法で定める指標(22条第1項)

(単位:%)

	指標名	会 計 名	平成19年度 町の指標	早 期 健 全 化 基 準	財政再生基準
⑤	公営企業における 資金不足比率	水道事業会計	なし	20.0	-
		公共下水道事業特別会計	なし	20.0	-
		農業集落排水事業特別会計	なし	20.0	-

消費者啓発・トラブル情報 ⑦⑩

無料エステのはずが…
～次からつぎへと高額契約の被害に～



相談事例

【事例1】(20代女性)駅前で、簡単なアンケートに答えたら、お礼に無料エステ券をもらった。後日、電話で「エステを受けて、気に入ったら友達に勧めるだけでいい」と誘われて、無料ならと受けに行った。その時に、エステ契約を勧められて契約した。エステに通い始めると、エステの施術中に、ウエストに効果的だという補整下着、シミに効果的な化粧品の購入を長時間勧められ、高額だったが契約した。結果的に、契約金額の合計が280万円になり、払えないので、解約したい。



お答えします

電話で呼び出されてエステや補整下着、化粧品の勧誘を受け契約をした場合、特定商取引に関する法律(特商法)で定める契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフすることができます。ただし、今回の事例のように、化粧品などの消耗品の契約を解約する場合は、使用した分は返品することができず、商品の実質的な価格分は消費者の負担となります。

また、エステのように長期間にわたり契約をする「特定継続的役務提供」は、中途解約ができます。この種のサービスは、実際に受けて合わないと思った場合などに、特商法で決められた解約料を支払うことで、誰でも途中で解約することができます。

しかし、今回の契約では、勧誘の方法などに問題点があり、特商法で規制している次の点に違反する可能性があります。事業者との交渉では、クーリング・オフ期間を過ぎていても、これらの問題点を指摘しながら、解約を求めていくことになります。

- ①勧誘をする前に事業者名、勧誘目的であることを消費者に告げることが義務付けられている
- ②ウソの説明をしたり、価格など重要なことをわざとと言わないことや長時間拘束したり、脅したりして勧誘する行為は禁止されている

エステ契約では、電話で勧誘が目的であることを告げずに、呼び出している点が上記①に違反しています。また、補整下着と化粧品の契約では、エステの施術中に長時間にわたり、勧誘している点が、②に違反しています。さらに、「ウエストに効果的」「シミが出なくなる」と効果が確実であると誤解させる説明は②のウソの説明にあたる可能性があります。

電話や路上で勧誘され、「無料なら」と誘いにのってしまうと、この事例のようになってしまいうことが多くあります。

このようなことにならないように、消費者として、安易についていけない、不要なものはキッパリ断るといった姿勢が大切です。

「おかしいな」と思ったら、早めに県や市町村の消費生活相談窓口へご相談ください。

■困ったときの相談窓口は…

7月より本庄市との協定により、本庄市でも相談できるようになりました。

◆上里町役場「消費生活相談窓口」 [産業振興課農政商工係内 ☎35-1232内2533]

(毎週金曜日、午前9時30分～正午・午後1時～3時30分)

◆本庄市役所「消費生活相談窓口」 [商工課 ☎25-1175]

(毎週月・木曜日、午前9時30分～正午・午後1時～3時30分)

◆消費生活支援センター熊谷 [☎048-524-0999・FAX048-525-6316]

《土・日の相談窓口》

◆社団法人全国消費生活相談員協会 [毎週土・日、午前10時～午後4時 ☎03-3448-1409]